|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和　５年　６月　６日　１１時３６分　受理 | | 受付順位　１ |
|  | |  |
| 提出者に対する質疑通告書  　藤枝市議会議長　　山根　一　様  藤枝市議会議員　９番　石　井　通　春 | | |
| 議案番号 | 質　　　　疑　　　　事　　　　項 | |
| 第40号議案  藤枝市印鑑条例  の一部を改正する条例 | 法改正により電子証明書を搭載したスマートフォンを利用して、コンビニ交付により、住民票等の各種証明書が取得できるようになることに合わせ、市の条例改正により、印鑑登録証明書についても同様に取得できるようにするもの。  　これは、初日採決された郵便局への委託と異なり、法律改正の為、市が主体的に行うものではないが危険性はかなり大きなものがある。  １：「十分なセキュリティ対策」「万全の対策」等述べながら今回情報漏洩が発生した。その上で、新たなシステムを構築する事が、情報漏洩を防ぐための具体的手段を市民に対しどう説明するか。  ２：この改正により紛失による事故がカードのみならずスマホにおいても危険性が増える。この際の責任の所在はどうなるのか。 | |